

自然災害時における登校について

今治工業高等学校

I 警報発令・解除などに係る対応について

1 登校時における対応

次のいずれかの状況にある場合には、自宅待機または避難をする。

(1) 今治市もしくは居住市町において

- ① 「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれか一つでも、発表されている場合
ただし、「特別警報」のうち、「高潮特別警報」「波浪特別警報」については、関係する生徒のみとする。

② 「大雨警報」と「土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）」が同時に発表されている場合。

(2) 今治市立花地区（本校所在地）もしくは居住地区において

○市町から「避難勧告」「避難指示」が発表されている場合

2 自宅待機時または避難時における対応

- (1) 正午までにおいて1の(1)(2)のどの状況にも該当しなくなった時点で、授業の準備をし、安全に十分留意して登校する。

ただし、安全確保や災害状況のために登校できない場合は自宅待機とし、学校に連絡すること。

- (2) 正午の時点において、1の(1)(2)のいずれかの状況が継続されている場合は、終日、自宅待機とする。

なお、避難をしている者については、自身の安全を最優先に考え、適切な対応をとり、学校に連絡をすること。

II I以外における対応について

- 3 公共交通機関（電車・バス・船等）が災害や事故で利用できない場合には、自宅待機とし、学校に連絡をすること。

○正午までにおいて、復旧した時点で、安全に十分留意をして登校する。

○正午までに復旧しない場合においては、終日、自宅待機とし、学校に連絡をすること。

- 4 居住地区に地震・津波等の大災害が起こっている場合や、大災害直後等に風水害による二次災害の恐れがある場合は、生徒自身及び家族の安全確保を最優先し、自宅等で待機または避難する等、直ちに命を守る行動を取り、その旨を学校に連絡をすること。

- 5 上記1～4以外の状況においても、災害や事故が発生している場合は、各自がその状況を的確に判断し、安全に登校ができない状態であれば自宅待機とし、学校に連絡すること。

※1 登校は上記により判断し、原則として、学校への問い合わせはしないこと。

※2 松山气象台、各市町、JR四国、瀬戸内運輸、芸予汽船等、関係Webサイトで確認すること。